

お知らせ

特定医療費（指定難病）支給認定の更新手続きについて、マイナ保険証の導入等により、添付する書類等を変更していますので、お知らせします。

ご不明な点があれば、お住まいの地域の保健所または県疾病対策課へご相談ください。

1 医療保険の資格情報を確認できる書類について

次のいずれか1つを申請書に添付して提出してください。

（マイナンバーカードのコピーは不可）

- ① 資格情報のお知らせ（保険者から交付）のコピー
 - ② 資格確認書（マイナ保険証でない方へ保険者から交付）のコピー
 - ③ マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報を印刷したもの
- ※マイナポータルで資格情報を表示する方法については、「厚生労働省ホームページ（資格確認方法について）」をご確認ください。

2 市町村民税（非）課税証明書について

昨年度まで提出が必要でした、「国民健康保険組合加入者、被用者保険に加入している非課税世帯」の方については、今年度より提出が不要となりました。

個人番号（マイナンバー）未提出者については、引き続き、市町村民税（非）課税証明書（支給認定基準世帯員全員分）を提出してください。

3 提出書類について

別紙「更新手続きのご案内（令和8年度版）」2ページにチェックをしながら、必要書類が全てそろっているか確認の上、提出してください。

4 所得区分の基準額の改定について（自己負担上限額について）

令和8年7月から、特定医療費（指定難病）支給認定に係る「低所得Ⅰ・Ⅱ」の所得区分の基準額が「年収80万9千円」から「年収82万6,500円」に改正されます。

今回、ご案内した更新案内についても、改正後の基準額を適用します。

改正後の自己負担上限額の表については、別紙「更新手続きのご案内（令和8年度版）」5ページをご確認ください。

5 記載事項の変更について

住所や氏名、医療保険等を変更された場合は、今回の更新申請と同時に変更ができません。詳しくは、別紙「更新手続きのご案内（令和8年度版）」6ページをご確認ください。

6 世帯員の変更について

世帯員に追加又は変更があった場合は、申請書の裏面に記載の上、住民票（世帯員全員分の続柄、マイナンバー入り、コピー不可）を提出してください。

※新たに世帯員となった方のマイナンバーカードのコピー（両面）でも可。